

# 公民館グループ登録等に関する要項

## （ 目 的 ）

1. この要項がめざすところは、社会教育法第20条の趣旨に沿い、社会教育を行うことを目的として学習活動をする公民館グループに対して、公民館が必要な支援をし、市民の生涯学習活動の推進と住み良い地域社会づくりに資することにある。

## （ 支 援 ）

2. 公民館は、公民館グループに次の支援を行い、その育成をはかる。
  - （1） グループの年間を通した、定例的・継続的な活動を可能にするため、公民館の事業に支障のない範囲内で、月4回（千里公民館においては3回）を限度として、事前の部屋の確保に努める。ただし、市主催事業等が実施されるときは、日時の変更をする場合がある。
  - （2） 前項の使用については、あさ・ひる・よるの区分をそれぞれ1回と数える。
  - （3） グループの求めに応じて、講師の紹介や運営に関する助言等を行う。
  - （4） 学習活動の成果を社会に還元するための場の確保や、情報の提供に努める。
  - （5） 公民館がグループと共催して行う事業については、使用料を免除する。

## （公民館グループの要件）

3. 公民館グループは、次の要件をみたすものであること。
  - （1） 社会教育の目的に沿い、今後一層の学習活動が期待できること。
  - （2） 学習活動の目的が明確であり、計画的、継続的に進められること。
  - （3） 学習活動はすべて公開し、民主的に運営されること。
  - （4） 市内在住、在勤・在学者を主たる構成員とし、おおむね10名以上であること。
  - （5） 規約を定め、組織及び経理が確立し、会務が正確に行われていること。
  - （6） 広く市民の参加加入に努め、年齢等の制限を設けないこと。
  - （7） 会費はできるだけ低額になるよう努めること。
  - （8） 展示会、発表会や地域でのボランティア活動など、常に学習の成果を社会に還元することを視野に入れて活動すること。
  - （9） 公民館が行う指導者の研修、人権学習講座、公民館まつり、その他の事業に積極的に参加し、公民館グループとしての資質の向上と自覚をたかめること。

## （公民館グループの禁止行為）

4. 公民館グループは、次のことを行ってはならない。
  - （1） 公の秩序、又は善良の風俗を乱すような行為をすること。
  - （2） 営利を目的として活動を行ったり、特定の営利活動にその名称を利用させ、その他営利事業を援助したりすること。
  - （3） 特定の政党の利害に関する活動を行ったり、公私の選挙に関し特定の候補者の支持をすること。

(4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派、教団を支持すること。

(登録申込)

5. 登録を申し込もうとするグループは、次の書類を活動の拠点となる当該公民館に提出しなければならない。ただし、同一グループが同時に2以上の公民館に申し込むことはできない。

- |           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| ①申込書      | ②学習活動計画書 | ③予算書     |
| ④役員及び会員名簿 | ⑤規約      | ⑥その他必要書類 |

(登録・交付)

6. 公民館は、登録要件を満たしているグループに対し、公民館グループ登録証を交付する。

( 報 告 )

7. 公民館グループは、活動終了後ただちに、次の書類を提出し報告すること。

- |          |      |
|----------|------|
| ①活動報告書   | ②決算書 |
| ③その他参考書類 |      |

( 期 間 )

8. 公民館グループの登録は、4月1日を基準とし、活動期間は翌年3月31日までとする。

( 取 消 )

9. 公民館グループが、3のいずれかの項に該当しなくなったとき、又は4の行為を行ったときは、登録を取り消すことがある。

- ・この要項(旧・基準)は、昭和53年4月1日から適用する。
- ・この要項は、昭和59年4月1日に改正する。
- ・この要項は、昭和60年4月1日に改正する。
- ・この要項は、昭和61年5月1日に改正する。
- ・この要項は、平成5年5月1日に改正する。
- ・この要項は、平成7年3月1日に改正する。
- ・この要項は、平成7年6月1日に改正する。
- ・この要項は、平成8年4月1日に改正する。
- ・この要項は、平成13年5月1日に改正する。
- ・この要項は、平成15年5月1日に改正する。
- ・この要項は、平成18年5月1日に改正する。
- ・この要項は、平成22年5月1日に改正する。
- ・この要項は、平成23年4月1日に改正する。
- ・この要項は、令和7年6月1日に改正する。